

地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画

1. これまでの取組

2011年7月24日までの地上アナログテレビ放送の終了・地上デジタルテレビ放送への全面移行を円滑に進めるためには、国民視聴者に地上アナログテレビ放送のデジタル化の政策的意義、視聴者にとっての具体的メリット、デジタル化の全体スケジュールや地上デジタルテレビ放送の受信方法等についての正しい理解を得て、国民視聴者が地上アナログテレビ放送終了までの限られた期間内にデジタルテレビ放送受信機を購入する等デジタル化に対応することが必要である。

このため、国、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係機関は、「デジタル放送推進のための行動計画(第5次)において策定された「地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン」等に基づき、それぞれ連携・協力を図りながら以下のような取組を行ってきたところである。

地上デジタルテレビ放送の普及促進を目的とした各種施策の展開

地上デジタルテレビ放送の普及促進のため放送事業者によるスポット告知、D-P A、J E I T Aを中心としたイベント等各種キャンペーンの実施

地上アナログテレビ放送終了告知の推進

受信機等の購入時に地上アナログテレビ放送終了の時期が国民視聴者に確実かつ正確に伝わるようメーカーが主体となり、地上アナログテレビ受信機等への地上アナログテレビ放送終了告知シール貼付等の終了告知を推進

国民視聴者からの受信相談体制の整備

平成15年3月から「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」の運営を開始

これらの取組は、地上デジタルテレビ放送自体の認知度の向上(平成18年3月末現在85.7%)や地上デジタルテレビ放送受信機の世帯普及率の向上(平成18年3月末現在15.3%)など、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、地上アナログテレビ放送の終了時期についての認知度についてみれば、向上はしているものの平成18年3月末においても32.1%に留まるなど、さらなる周知広報活動が必要な状況にある。

また、これまでの周知広報活動は、地上デジタルテレビ放送の視聴可能地域が一定の範囲に限定されていたことを前提に、先行的なユーザによる需要の牽引に期待する取組を進めてきたところであるが、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも様々な、より幅広い国民視聴者を想定した年齢層や直接受信・ケーブルテレビ経由や共聴受信等多種多様な視聴方法等に応じたきめ細かな周知広報活動を展開していくことが必要な新たな段階に来ている。

こうした状況を受けて、昨年8月に情報通信審議会から出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(第3次中間答申)では、今後の周知広報についての基本的考え方を示すとともに、国及び放送事業者等関係者は、これに基づく周知広報計画を改めて策定し、公表すべきとされたところである。

本計画は、このような背景の下に作成されるものであり、地上デジタルテレビ放送の推進のための周知広報についての全体的な計画として位置付けられるものである。

なお、各年度の具体的な周知広報については、地上デジタル推進全国会議の下で策定される「デジタル放送推進のための行動計画」において具体化されるものである。

2. 基本的考え方

- (1) 第3次中間答申において今後の周知広報の基本的考え方として提言された以下の考え方に沿った周知広報活動を行っていく。

情報伝達手段

テレビによるスポット広告の充実を中心に据えるとともに、その他のテレビ番組での周知やきめ細かい周知広報を行っていく観点からのポスター、パンフレット、自治体広報誌等の幅広い頒布やホームページによる情報提供に取り組むこと

情報提供内容

以下の配慮を行いつつ、「2011年7月24日までに地上アナログテレビ放送は終了し、それ以降、地上アナログテレビ放送受信機のみではテレビ放送の視聴ができなくなる」ことをより前面に、かつ明確に訴求していくこと

ア 視聴環境に応じた視聴方式の選択肢、選択肢に応じた長所、短所、
選択肢や製品等に応じたコストの比較といった具体的事項を提供

イ 地上デジタルテレビ放送の受信や録画等に必要な機器、録画に関する知識を得るためのより正確で分かりやすい周知広報

ウ いわゆる悪質商法に対する注意喚起

- (2) 周知広報活動の最終的な目標は、2011年7月24日までの限られた期間内に全ての国民視聴者がデジタル化への対応を完了することであるが、より効果的・効率的な周知広報活動を行う観点から、地上デジタルテレビ放送完全移行までの期間を以下のとおり、フェーズ分けした上で周知広報活動を展開することとする。

2006年～2008年【地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報】

この期間においては、これまでの地上アナログテレビ放送が地上デジタルテレビ放送に変わることの周知から、デジタル化への移行にあたって具体的に国民にどういう対応をしていただかなければならないかといった地上デジタルテレビ放送の受信方法に重点を移した周知広報活動を行っていく。

具体的には、広く全国の国民を対象として、テレビスポット、ポスター、リーフレット等により、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには「デジタルテレビ受信機の購入」、「アナログテレビ受信機へのデジタルチューナーの接続」又は「デジタルテレビ放送に対応したケーブルテレビへの加入」のいずれかを選択することが必要であること、場合によってはアンテナの取り替えが必要となること等をわかりやすく伝えることに重点を置いた取組を引き続き進めることとする。また、必要に応じ特定の地域に重点を置いた周知広報にも取り組んでいく。

2008年～2010年【地上デジタルテレビ放送の受信方法の認知徹底】

引き続き、地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報に重点を置いた取組を推進していくが、地上デジタルテレビ放送に関する認知度の状況をも踏まえ、特定の層や地域に重点を置いた周知広報活動も行う。

具体的には、高齢者その他社会的弱者、共聴施設等の特定の受信設備のうちデジタル対応ができていないものの加入者等、デジタル開局の時期により地上デジタルテレビ放送に関する周知広報が十分でないと考えられる地域や混信等により特に受信に困難が伴う地域等に対し、デジタル化の意義を丁寧に説明し視聴者の疑問点を解消する取組と併せて地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報を重点的に行っていくなど個別具体的な受信指導の認知徹底を図ることが重要となる。

2009～2011年【地上アナログテレビ放送の終了 / 地上デジタルテレビ放送移行の徹底】

2011年の完全デジタル元年に向けた総仕上げとして、すべての関係者があらゆる手段・機会を活用して地上アナログテレビ放送の完全終了に向け、総力をあげて周知広報活動を行う。

具体的には、国民全体を対象として、海外における事例も踏まえつつ、それまでに実施した周知広報活動のうち効果的であると認められる情報伝達手段を組み合わせ、地上デジタルテレビ放送への対応を促し、より具体的な個別受信指導等、最終的な目標である全世帯のデジタル化対応完了を実現することとする。

3. 周知広報の具体的な進め方

地上デジタルテレビ放送に関する周知広報活動の推進にあたっては、関係者も多岐に渡り、また、2011年7月24日までの限られた期間内に集中して実施する必要があることから、関係者間の適切な役割分担と連携により、効果的・計画的に行う必要がある。特にD - P Aは、2011年7月24日までの計画的な普及促進の各種施策を実施する原動力としての役割を果たす。

このため、具体的な周知広報を進めるにあたっては、誰（情報提供の相手方）に対して、どういった情報（情報提供の内容）を、誰（情報提供の主体）が、どういった手段（情報提供手段）で提供するのか、また、関係者の連携した取組としてどういったことが考えられるかを整理した上で取り組むべきである。

また、地上デジタルテレビ放送に関する周知広報については、今後以下の事項以外にも周知広報が必要となる事項が出てくることが十分予想されるため、体制を整備した上で、関係者によるフォローアップを行うとともに、新たな事項に対する対応方策についての検討を行う必要がある。

（１）周知広報すべき相手方等について

地上デジタルテレビ放送について周知広報すべき相手方としては視聴者のほか、共聴施設の管理者、工事事業者、関係機関の地上デジタルテレビ放送担当者が考えられ、それぞれに対して以下のような情報提供主体、内容及び手段による周知広報が考えられる。

対視聴者

- ア 地上デジタルテレビ放送の政策的な意義・視聴者にとってのメリット、２０１１年７月２４日までに完全移行する等の情報
国等のホームページやパンフレット、放送事業者のスポットやホームページ、販売店での店頭 PR・体感フェア、関係者共同でのイベント等
- イ 地上アナログテレビ放送の終了に関する情報
国等のホームページやパンフレット、放送事業者のスポットやホームページ、両者共同でのイベント等
- ウ 悪質商法に関する情報
国等の報道発表やホームページ、パンフレット、各自治体のホームページ、広報誌等、放送事業者のホームページ等

エ 地上デジタルテレビ放送対応準備の確認情報（視聴者が自ら地上デジタルテレビ放送対応ができているのかどうかを確認するための情報）

放送事業者のスポット、販売店における説明等

オ 地上デジタルテレビ放送のサービス受信エリア・時期に関する情報
D - P Aからの各種パンフレットやグッズ、ホームページ、自治体広報誌の活用、各放送事業者のホームページ、関係者共同での共同サイト

カ 地上デジタルテレビ放送の受信方法に関する情報（受信環境の整備は原則として視聴者負担であること、受信方法の各選択肢の特徴・費用の比較、アンテナに関する情報、具体的な地域における利用可能な選択肢等。）

総務省コールセンターでの対応、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、工事事業者等による説明等

キ 地上デジタルテレビ放送関連機器に関する一般情報（機器に貼られているマーク等機器購入に際して注意すべき事項に関する説明等）

関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、各メーカーのホームページ、販売店における説明等

ク 各地上デジタルテレビ放送関連機器の機能に関する情報
各メーカーのホームページ、販売店における説明等

ケ 一般的な相談内容に対する情報

関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット等

コ 相談内容に応じた相談先に関する情報

関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット等

サ 個別の相談

一般的な相談については総務省コールセンターその他幅広い関係者の相談窓口、専門的な相談については各専門機関の窓口

シ ケーブルテレビによる再送信時期、サービス提供エリア等に関する
情報

各ケーブルテレビ事業者の相談窓口、ホームページ等

対施設管理者・工事事業者

ア 具体的な地域毎のアンテナの選択、設置方向に関する情報

関係者共同での共同サイト、受信講習会の開催等

イ 共聴施設の改修方法・費用に関する情報

関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、エリア毎の説明会、
指導講習会の開催等

ウ 辺地共聴施設の補助制度の概要、補助申請方法に関する情報

国等のホームページ、国のパンフレット、エリア毎の説明会開催等

エ 一般的な相談内容に対する情報

Q & A集の作成・配布、施設管理者・工事事業者団体の各ホーム
ページ

オ 相談内容に応じた相談先に関する情報

関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト

カ 個別の相談

一般的・初歩的な相談については国の相談窓口、専門的な相談につ
いては施設管理者・工事事業者団体の相談窓口

对各機関の地上デジタルテレビ放送担当者等

ア 地上デジタルテレビ放送の概要、経緯、統計データ等

国のホームページ

イ 関連する団体事業者のサイトへのリンクによるポータルサイト

関係者共同での共同サイト

(2) 関係者の連携による取組み

各関係者の連携による取組としては以下のようなものが考えられる。

地上デジタルテレビ放送関係サイトの再編成

ア 関係サイトの充実

国、放送事業者、メーカー、ケーブル、工事事業者団体等の地上デジタルテレビ放送関係者のサイトについて、2007年のできるだけ早い時期に提供すべき情報について役割分担を明確化する。

また、地方自治体等の地デジに関心のある人がアクセスする可能性のあるサイトも含め、入手したい情報内容を有するサイトにワンストップでアクセスできる総合ポータルサイトにリンクを張る。

イ 総合ポータルサイトの新設

総務省を中心として、2007年夏頃までに国、放送事業者、メーカー等関係者の共同による総合ポータルサイトを新設する。

総合ポータルサイトは、視聴者向けには、地上デジタルテレビ放送のサービス受信エリア・時期に関する情報、地上デジタルテレビ放送の受信方法に関する情報、地上デジタルテレビ放送関連機器に関する一般情報等、共聴施設の管理者や工事事業者向けには、具体的な地域毎のアンテナの選択・設置方向に関する情報、共聴施設の改修方法・費用に関する情報等を提供する。

また、総合ポータルサイトは、地上デジタルテレビ放送に関する必要な情報や適切な相談窓口にアクセスするためのポータルサイトとして機能し、視聴者等向けの一般的な相談内容に対する情報を提供するだけでなく、相談内容に応じた相談先に関する情報、関係機関のサイトリンクを提供する。

相談体制の確立

ア 相談体制の充実

視聴者に対しての主な一次相談窓口である総務省コールセンターについて、一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制の充実を図る。一方で、視聴可能エリアの拡

大等に伴い国民から既存の相談窓口以外のところへ相談が多く寄せられると予想される。このため、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ & Aを整備の上、相談が多く寄せられると考えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q & Aを広く配布すること等により、幅広い対応を可能とする。

イ 専門相談窓口の明確化と組織化

国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化するとともに、視聴者からの相談が他の窓口から担当専門窓口へ的確につながるよう各機関の組織化を図る。

ウ 地域レベルでの相談体制の確立

今後、地域特有の問い合わせ、個別の具体的な受信方法に関する問い合わせが増加すると予想されることにかんがみ、地域ごとに、具体的な相談に応じ機動的に対応できる受信相談体制の確立も必要である。そこで、総務省を中心として、2007年中に上記ア及びイの取組を進展させることにより、地域レベルでの相談体制の確立を図る。

エ ボランティア団体、町内会、自治会等との連携

年齢層や地域ごとのきめ細かな周知広報活動を強化するため、総務省を中心として2008年以降、ボランティア団体、町内会、自治会等と連携した取組を推進する。

オ 販売店における相談対応

受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもある販売店における顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対する対応力の強化を図るため、D - P A及びテレビ受信向上委員会（NHK、メーカー等で構成）の協力を得て、引き続き販売店員に対する機器の接続方法、地上デジタル放送の動向等を内容とする研修の充実を図る。

周知情報の充実

ア 地上アナログテレビ放送の終了の周知

2011年7月24日までに地上アナログテレビ放送が終了することについての認知度を2008年3月までに90%以上とするため、放送事業者による情報番組やスポットでの告知を行うとともに、メーカー、流通等による各種周知活動など各メディアを多角的に活用し告知推進を図る。

イ 地上デジタルテレビ放送対応完了の確認情報の提供

2008年以降受信機の普及状況等を踏まえつつ、各放送事業者がスーパー等を活用し、地上アナログテレビ放送視聴者に対して「ご覧の放送は地上アナログテレビ放送であり、遅くとも2011年7月24日までには視聴できなくなる。このため、地上デジタル放送対応が必要であること。」の旨の告知を視聴者の混乱や反感を招くことのないよう十分配慮した上でを行い視聴者の注意を促す。

「デジタル放送の日」を中心とした集中的なキャンペーンの実施

第7次行動計画において、12月1日をデジタル放送の日とすることとされたことを受けて、その前後の期間において関係者が連携して、テレビの情報番組やスポット広告を中心とした地上デジタルテレビ放送の魅力伝えるためのキャンペーンや地上デジタルテレビ放送の受信方法についての普及啓発活動等を重点的に行う。

その他

ア アナログ機器の明確化

総務省、メーカー及び関係団体が中心となって行っている終了告知シールの貼付の取組について、引き続き、DPA、メーカー、販売店等の協力を得て、推進するとともに、これらの関係者は、地上アナログテレビ放送受信機器の販売に際して、地上アナログテレビ放送は2011年7月24日までに終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

イ 受信機器の機能説明の統一化

受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。そのためD - P Aは、購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、2007年3月までにメーカー、関係団体、販売店等と連携して、簡易な機能表示の方法などを検討する。